

## 改正法第三十五条第六項の指針素案

### 第一 本指針策定の目的

- 一 本指針は、特許法（以下「法」という。）第三十五条第五項の不合理性の判断においては、同項に例示する手続の状況が適正か否かがまず検討されることが原則であり、その原則に鑑み適正な手続の具体的内容を明らかにすることにより、使用者等（同条第一項に規定する使用者等をいう。以下同じ。）及び従業者等（同条第一項に規定する従業者等をいう。以下同じ。）が行うべき手続の種類と程度を明確にし、同条第五項の不合理性に係る法的予見可能性を高め、もって発明を奨励することを目的とする。
- 二 本指針は、幅広く有識者の意見を聴いて専門的な知見を踏まえた内容とすることで、法第三十五条第五項の不合理性に係る法的予見可能性を高めるとともに研究活動に対するインセンティブについて創意工夫が発揮されるよう当事者の自主性を尊重する観点から、産業構造審議会の意見を聴いて策定されるものである。本指針の内容が使用者等及び従業者等をはじめとする関係者間において最大限尊重されることが望まれるとともに、これにより発明が奨励され、我が国のイノベーションが促進されることが期待される。

### 第二 適正な手続

#### 一 総論

##### 1 法第三十五条第五項乃至第七項の具体的な意味

- (一) 法第三十五条第五項は、同条第四項に規定する相当の金銭その他の経済上の利益（以下「相当の利益」という。）を契約、勤務規則その他の定めにおいて定めることができること及びその要件について明らかにしたものであって、その定めたところにより相当の利益を与えることが不合理であると認められるものであってはならないとしている。一方、同条第七項は、契約、勤務規則その他の定めにおいて職務発明（同条第一項に規定する職務発明をいう。以下同じ。）に係る相当の利益について定めていない場合、又は定めているがその定めたところにより相当の利益を与えることが同条第五項の規定により不合理であると認められる場合に適用される。

したがって、同条第五項に規定する要件を満たす場合には、同条第七項は適用されない。また、契約、勤務規則その他の定めにおいて職務発明に係る相当の利益について定めていない場合又は同条第五項に基づき、契約、勤務規則その他の定めにおいて定めたところにより相当の利益を与えることが不合理であると認められる場合には、同条第七項の規定により定められる内容が同条第四項の相当の利益となる。

- (二) 法第三十五条第五項にいう「その定めたところにより相当の利益を与えること」とは、契約、勤務規則その他の定めにより与えられる利益の内容が職務発明に係る経済上の利益として決定されて与えられるまでの全過程を意味する。例えば、同項の相当の利益の内容を決定するための基準（以下「基準」という。）を策定し、それに基づいて決定された相当の利益を与える場合には、当該基準の策定手続からその基準を適用して相当の利益の内容が決定されて与えられるまで（相当の利益の付与後に「相当の

利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取」を行う場合にはこれを含む。以下同じ。)の全過程を意味する。また、個々の発明ごとに契約を締結し、それに基づいて相当の利益が与えられる場合には、その契約の締結手続から相当の利益が与えられるまでの全過程を意味する。

したがって、同項の不合理性の判断では、「その定めたところにより相当の利益を与えること」、すなわち、契約、勤務規則その他の定めに基づいて特定の職務発明に係る相当の利益の内容が決定されて与えられるまでの全過程が総合的に判断されることとなる。全過程における諸事情や諸要素は、全て考慮の対象となるが、その中でも特に同項に例示される手続の状況が適正か否かがまず検討されることが原則である。なお、その定めたところにより相当の利益を与えることについての同項の不合理性の判断は、個々の職務発明ごとに行われる。

- (三) 法第三十五条第五項の「相当の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況」の「協議」(以下「協議」という。)とは、基準を策定する場合において、その策定に関して、基準の適用対象となる職務発明を行う従業者等又はその代表者と使用者等との間で行われる話し合い全般を意味する。
- (四) 法第三十五条第五項の「策定された当該基準の開示の状況」の「開示」(以下「開示」という。)とは、策定された基準を当該基準が適用される各従業者等に対して提示すること、すなわち、基準の適用対象となる職務発明を行う従業者等がその基準を見ようと思えば見られる状態にすることを意味する。
- (五) 法第三十五条第五項の「相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況」の「意見の聴取」(以下「意見の聴取」という。)とは、職務発明に係る相当の利益について定めた契約、勤務規則その他の定めに基づいて、具体的に特定の職務発明に係る相当の利益の内容を決定する場合に、その決定に関して、当該職務発明の発明者である従業者等から、意見(質問や不服などを含む。以下同じ。)を聴くことを意味する。
- (六) 法第三十五条第五項の協議、開示及び意見の聴取の「状況」とは、協議等の有無、すなわち協議等がなされたか否かという二者択一的な判断のみではなく、協議等が行われた場合におけるその協議等の状況全般まで考慮要素となることを意味する。

## 2 基準の策定、形式及び内容

- (一) 基準は必ず策定しなければならないわけではない。例えば、職務発明の行われる頻度が少ない等の理由により、職務発明に係る権利の取得や相当の利益の内容を決定するための基準をあらかじめ定めることなく、職務発明が行われるたびに、権利の承継やこれに係る相当の利益の内容を使用者等と発明者である従業者等との間の契約で取り決めることもできる。
- (二) 基準は一つである必要はなく、同一の使用者等が複数の基準を策定することもできる。例えば、管理職と非管理職、研究職と非研究職、研究分野が相違する者、事業所が相違する者などのように性質の異なる従業者等の集団が存在する場合、それぞれの

集団について、異なる基準を策定することもできる。また、同一の従業者等の発明した異なる職務発明について、発明の内容等に応じて、異なる基準を策定して適用することもできる。

- (三) 基準はそれがどのような形式で策定されているのかについては特に制約があるわけではなく、必ずしも職務発明に係る権利の取得等についての定めと同一の契約、勤務規則その他の定めの中で定めなければならないわけではない。例えば、取得についてのみ勤務規則で定め、基準については別途契約で定めることもできる。また、基準の一部を別の規則で定めることもできる。
- (四) 法第三十五条に規定されている契約、勤務規則その他の定めの中には、労働協約や就業規則も含まれ、基準を労働協約や就業規則で定めることもできる。この場合、労働協約や就業規則が有効に成立していれば、これらの基準に定められた内容について労働法上の効力が発生するが、そのことをもって直ちに同条第五項の不合理性の判断においても不合理性が否定されるわけではない。当該不合理性の判断は、基準の労働法上の有効性とは別に、同条第五項に基づいて判断される。
- (五) 例えば、労働協約において基準を定め、その基準により決定された内容の相当の利益を与える場合は、法第三十五条第五項の不合理性の判断は、「基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況」、「策定された当該基準の開示の状況」、「相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等」を考慮して行われる。したがって、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十四条に規定する労働協約の効力発生要件（書面に作成し、両当事者が署名し、又は記名押印すること）が満たされていることをもって直ちに同項の不合理性が否定されるものではない。もっとも、労働協約は、労使により対等な立場で締結されることを前提としていることから、労働協約の締結に至るまでの過程においては、使用者等と従業者等との立場の相違に起因する格差が相当程度是正された状況において、使用者等と労働組合の代表者との間で実際の話合いが行われることが多いと考えられる。このような場合には、労働組合の代表者に話合いをすることを委ねている従業者等と使用者等との関係においては、協議の状況としては同項の不合理性を否定する方向に働く。
- (六) また、例えば、就業規則において基準を定め、その基準により決定された内容の相当の利益を与える場合においても、法第三十五条第五項の不合理性の判断は、「基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況」、「策定された当該基準の開示の状況」、「相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等」を考慮して行われる。したがって、基準を含む就業規則が、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九十条（使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。）にしたがって作成されていることをもって直ちに法第三十五条第五項の不合理性が否定されるものではない。
- (七) 基準は、具体的にある特定の内容が定められている必要がある、という制約はない。基準の内容は、会社の利益に対する発明の貢献度や発明による利益に対する発明者の

貢献度を考慮して相当の利益の内容を決定するというものとすることも、これらを考慮することなく相当の利益の内容を決定するというものとすることもでき、また、職務発明に係る相当の対価の内容をめぐる訴訟の裁判例を参考にして定めることも、これらを参考にすることなく定めることもできる。

### 3 相当の利益の内容の決定方法

- (一) 相当の利益の内容が売上高等の実績に応じた方式で決定されなければ、法第三十五条第五項の総合的な判断の結果として、不合理と認められるというわけではない。例えば、特許出願時や特許登録時に発明を実施することによる期待利益を評価してその評価に応じた相当の利益を与えるという方式であっても、同項の総合的な判断において、直ちに不合理性を肯定する方向に働くことはない。

この場合、従業者等に付与する当該期待利益と実際に使用者等が得た利益が結果的に乖離したとしても、同項の不合理性の判断において、乖離したという一事をもって直ちに不合理性を肯定する方向に働くことはない。

- (二) 基準に上限額が定められていることのみをもって、法第三十五条第五項の総合的な判断において、直ちに不合理性を肯定する方向に働くことはない。
- (三) 使用者等と従業者等との間で個別の合意を行い、かつ、その合意が民法等により無効とされない限り、基準と異なる方法で相当の利益の内容を使用者等と当該従業者等との間で個別に決定することもできる。この場合においても、法第三十五条第五項の不合理性の判断は、あくまで「基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況」、「策定された当該基準の開示の状況」、「相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等」を考慮して行われる。

## 二 協議について

### 1 協議の対象者

- (一) 法第三十五条第五項の基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の対象となる従業者等とは、当該基準が適用される同条第四項の相当の利益を受ける権利を有する従業者等である。
- (二) 基準は、それが適用される職務発明の発明に先立ってあらかじめ策定されることが一般的であることから、使用者等は、基準を策定する段階で、当該基準の適用を想定している従業者等と協議を行う必要がある。なお、実際の事案において、その基準の策定に際して行われる協議の状況については、当該職務発明を行った発明者である個別の従業者等との関係ごとに判断される。

### 2 協議の方法

- (一) 協議の方法については、特定の方法をとらなければならない、という制約はない。
- (二) 協議は必ずしも一人一人と個別に行う必要はない。このため、例えば、従業者等が一堂に会して話し合いを行ったり、社内イントラネットの掲示板や電子会議等を通じて集団的に話し合いを行ったりすることも、協議に該当する。
- (三) 集団的な話し合いに参加した従業者等について、当該従業者等が発言しようとしても、実質的に発言の機会が全く与えられていなかったなどの特段の事情がある場合を

除き、原則として協議は行われたものと評価される。

- (四) 協議は、研究職とそれ以外の者とで分けて行う必要はない。したがって、研究職の従業者等がそれ以外の従業者等と一緒に集まって、同時に使用者等と話し合いを行った事実をもって、法第三十五条第五項の不合理性を肯定する方向に働くわけではない。
- (五) 従業者等が代表者を通じて話し合いを行うことも、使用者等が代理人を通じて話し合いを行うことも協議と評価できる。例えば、労働組合の代表者が基準の策定に関し使用者等と話し合いを行うことについて労働組合に加入している従業者等を正当に代表している場合には、その代表者と使用者等との話し合いは、労働組合に加入している従業者等と使用者等との間の協議と評価される。当該代表者がある従業者等を正当に代表していない場合には、使用者等と当該従業者等との関係においては、協議は行われていないこととなる。この場合、協議があったものと評価されるためには、通常は、代表者によって代表されていない従業者等の求めに応じて個別に話し合いが行われることが必要と考えられる。
- (六) 従業者等が代表者を通じて話し合いを行う場合に、その代表者がある従業者等を正当に代表しているとは、当該従業者等が使用者等と協議を行うことについて、当該代表者に対して委任している場合をいう。これは明示的に委任している場合のみならず、黙示の委任であってもよいと考えられる。例えば、ある代表者が特定の従業者等を代表して使用者等と協議を行うことについて、当該従業者等が事前に通知を受けていながら異論を明確に唱えなかった場合には、当該従業者等が協議する権限を黙示的に委任していると評価できる場合もあるものと考えられる。
- (七) 代表者を選任することに反対した従業者等は、当該代表者に対して協議を行うことを委任していないと考えられるので、原則として、当該従業者等との関係において協議は行われていないこととなる。ただし、多数決などの方法により選任された代表者に協議権限を委任することを各従業者等が了承した上で、多数決などの方法により代表者を選出した場合には、当該代表者の選出に賛成しなかった従業者等との関係においても、当該代表者は正当な代表者であると評価できるため、当該代表者と使用者等との話し合いは、各従業者等と使用者等との間の協議と評価されるものと考えられる。
- (八) 使用者等と従業者等との協議は、使用者等又はその代理人と、従業者等又は従業者等から委任を受けた代表者との間で行われることが原則であるが、従業者等から委任を受けた代表者との協議について、仮に一部の従業者等の個別の委任がなかった場合であっても、使用者等と当該代表者との間で十分な利益調整がなされ、当事者間の交渉格差が払拭されたときは、当該一部の従業者等との協議の状況について法第三十五条第五項の不合理性が肯定される方向に働くものとは必ずしも言えないと考えられる。例えば、使用者等において多数の従業者等が加入する労働組合が存在し、当該労働組合が従業者等の利益を代表して誠実かつ公正な交渉を行ったような場合には、非組合員である従業者等との協議の状況について同項の不合理性が否定される方向に働くことがあり得る。

### 3 協議の程度

- (一) 協議は、使用者等と基準が適用される各従業者等又は従業者等の代表者との間で行

われる話し合いを意味するが、その話し合いの結果、使用者等と各従業者等又は従業者等の代表者との間で、策定される基準について合意をすることまで含んでいるものではない。したがって、合意に至らなかったとしても、その一事だけをもって直ちに協議の状況について法第三十五条第五項の不合理性を肯定する方向に働くことはない。このような場合でも、使用者等と当該従業者等との間において、実質的に協議が尽くされたと評価できるときには、その協議の状況としては同項の不合理性を否定する方向に働くものと考えられる。

- (二) 協議の結果として、使用者等と従業者等又は従業者等の代表者との間で合意に至っている場合には、その事実自体は、協議の状況としては法第三十五条第五項の不合理性をより強く否定する方向に働く。
- (三) 使用者等が予め設定した時間の経過により協議を打ち切った場合であっても、設定された時間内に、使用者等と従業者等との間で実質的に協議が尽くされたと評価できる場合には、その協議の状況としては法第三十五条第五項の不合理性を否定する方向に働くものと考えられる。また、設定された時間内に十分な話し合いができなかった場合であっても、その後に書面や電子メール等で従業者等が意見を述べることができ、使用者等がこれに回答する、という仕組みが設けられている場合は、協議が尽くされたと評価できる場合もあるものと考えられる。
- (四) 協議において、使用者等が自己の主張を繰り返すだけで、その主張の根拠（資料や情報等）を示さないなど、十分な話し合いを行わずに協議を打ち切った場合には、その協議の状況としては法第三十五条第五項の不合理性を肯定する方向に働くものと考えられる。
- (五) 同様に協議において、従業者等から基準に対する意見が提出されたにもかかわらず、使用者等が回答を全く行わず、真摯に対応しなかった場合には、その協議の状況としては法第三十五条第五項の不合理性を肯定する方向に働くものと考えられる。
- (六) 使用者等と従業者等との間で、実質的な話し合いが十分に尽くされたにもかかわらず、意見の相違が解消されず、それぞれの主張が対立したまま協議が行き詰まっているような場合には、使用者等からその時点で協議を打ち切ったとしても、その協議の状況が、必ずしも法第三十五条第五項の不合理性を肯定する方向に働くことはない。
- (七) 使用者等が従業者等に話し合いを求め意見を述べる機会を与えているにもかかわらず、当該従業者等が話し合いに応じなかった場合には、協議の状況として法第三十五条第五項の不合理性を否定する方向に働くものと評価できる。
- (八) 集団的話し合いによる適正な協議として、例えば、次に掲げる方法が考えられる。
  - イ 使用者等から基準に関する協議への参加の案内が対象者全員になされ、参加した当該対象者に対して基準案の内容が説明され、協議の場において又はその後に、当該基準案に対して当該対象者から意見が提出され（協議の場の欠席者については、別途、当該基準案に対して意見を提出する機会を確保）、これについて使用者等が当該意見に対する回答を必要に応じてまとめて当該対象者に提示して説明し、必要に応じて当該従業者等からの再意見に対しても同様の対応を行う方法
  - ロ 使用者等から従業者等に対して基準案を説明する方法として、使用者等が各発明部

門にある委員会等に当該基準案を提示して説明した後、当該委員会の委員が当該発明部門の従業者等に対して当該基準案を説明し、当該従業者等から当該基準案に対する意見が当該委員を通じて当該使用者等に提出された場合には、当該意見に対する回答を使用者等が当該委員に提示して説明した後、当該委員が当該従業者に対して当該回答を提示して説明し、必要に応じて当該従業者等からの再意見に対しても同様の対応を行う方法

(九) 使用者等と従業者等が協議をする際、開示する資料及び情報の例としては、例えば、次に掲げるものが考えられる。

- イ 会社の作成した基準案の内容
- ロ 研究開発に関連して行われる従業者等の処遇
- ハ 研究開発に関連して使用者等が受けている利益の状況
- ニ 研究開発に関する使用者等の費用負担やリスクの状況
- ホ 研究開発の内容・環境の充実度や自由度
- ヘ 公開されている同業他社の基準

なお、自社や他社の営業秘密など、開示することが問題と判断される場合、その情報を開示する必要はないと考えられる。

### 三 開示について

#### 1 開示の対象者

- (一) 基準の開示を受ける対象者は、当該基準が適用される従業者等である。
- (二) 開示は、基準を社外へ公表しなければならないわけではない。もっとも、基準を広く社外へも公表することは、潜在的な従業者等（採用内定者等）に対する開示になり得る。

#### 2 開示の方法

- (一) 開示の方法については、特定の方法をとらなければならない、という制約はない。
- (二) 従業者等が基準を見ようと思えば見られるような措置がとられていれば、開示の状況としては法第三十五条第五項の不合理性を否定する方向に働く。職務発明に係る権利の使用者等への帰属時までには基準が提示されていれば、そのことは同項の不合理性をより強く否定する方向に働くものと考えられる。
- (三) イン트라ネットで開示する場合に個人の専用パソコンを与えられていない従業者等であっても、容易に共用のパソコンを使用してイントラネットにアクセスすることができる環境にある等、当該従業者等が基準を見ようと思えば見られるような状況にあると認められるような場合には、開示の状況としては法第三十五条第五項の不合理性を否定する方向に働く。
- (四) 従業者等に行う適正な開示としては、例えば、次に掲げる方法が考えられる。
  - イ 従業者等の見やすい場所に掲示する方法
  - ロ 基準を記載した書面（社報等を含む。）を従業者等に交付・回覧する方法（電子メール等の手段による配信を含む。）
  - ハ 従業者等が常時アクセス可能なイントラネットにおいて公開する方法

ニ インターネット上のウェブサイトにおいて公開する方法

ホ 基準を記載した書面を、社内の特定期限に保管し、従業者等の求めに応じて開示する方法

### 3 開示の程度

基準が開示されていると言えるためには、相当の利益の内容及び決定方法、その付与条件等、相当の利益の内容を決定するための事項が具体的に開示されている必要がある。

## 四 意見の聴取について

### 1 意見の聴取の対象者

意見の聴取の対象である従業者等とは、基準が適用される従業者等である。

### 2 意見の聴取の方法

(一) 意見の聴取の方法については、特定の方法をとらなければならない、という制約はない。

(二) 意見の聴取に際して、従業者等が必ずしも意見を持っているとは限らないため、相当の利益の内容の決定について、職務発明の発明者である従業者等から意見が表明されなかったとしても、使用者等から当該従業者等に対して意見の聴取を求めたと評価できるような事実があれば、意見の聴取がなされたと評価される。

(三) 意見の聴取の時期については、あらかじめ従業者等から意見を聴取した上で相当の利益の内容を決定するという方法であっても、使用者等において一旦基準に基づき決定した相当の利益を従業者等に付与した後に、当該従業者等に相当の利益の内容の決定について意見を求め、又は意見表明の方法を伝えて、意見が表明されればそれを聴取するという方法であっても、意見の聴取がなされたと評価される。

(四) 相当の利益の内容の決定について、従業者等から意見を求めることをしなくても、基準等により決定された相当の利益の内容について一定期間意見を受け付ける制度が用意され、使用者等から従業者等に対して実質的に意見の聴取を求めたと評価できるようであれば、意見の聴取がなされたと評価される。ただし、その場合には、当該制度が従業者等に周知されていることが前提となる。

(五) 共同発明が行われた場合における意見の聴取の状況は、共同発明者ごとに法第三十五条第五項の不合理性の判断がされる。意見の聴取の方法としては、各共同発明者に意見を聴取する方法のみならず、共同発明者間でまとめた意見を聴取することや、代表者を通じて意見を聴取する方法も含まれる。ただし、各共同発明者に意見を聴取することなく、代表者を通じて意見を聴取する場合には、代表者が各共同発明者の従業者等を正当に代表しているか、又は代表者が代表していない従業者等については、代表者を通じないで意見を表明する機会が担保されていれば意見の聴取がなされたと評価される。

(六) 共同発明者間で意見が食い違うような場合には、共同発明者間で意見をまとめて一つの意見にしない限り、正式な意見として聴取することはしないとされている場合には、個別の発明者はそれぞれの意見を自由に表明することが拒絶されているに等しいか、又は実質的に困難な状況に置かれていたと認められる。このような場合、当該共



同発明者からの意見の聴取はなされていないと評価されるか、又は形式的に行われたとしても意見の聴取の状況としては法第三十五条第五項の不合理性を肯定する方向に働くものと考えられる。

### 3 意見の聴取の程度

- (一) 意見の聴取については、従業者等からの意見に対して使用者等は真摯に対応する必要がある。例えば、従業者等から使用者等に対して提出された意見に対して使用者等が回答を全く行っていない場合には、意見の聴取の状況としては法第三十五条第五項の不合理性を肯定する方向に働くと考えられる。
- (二) 意見の聴取は、相当の利益の内容の決定について使用者等と従業者等との間で個別の合意がなされることまで求められているものではない。このため、意見の聴取の結果として合意に至らなかったとしても、そのことが意見の聴取の状況として法第三十五条第五項の不合理性を肯定する方向に働くことはないと考えられる。例えば、従業者等からの意見に対して使用者等が真摯に対応している場合には、意見の聴取の結果として合意に至っていないとしても、意見の聴取の状況としては同項の不合理性を否定する方向に働くものと考えられる。
- (三) 意見の聴取の結果として、使用者等と従業者等との間で合意に至っている場合には、その事実自体は、意見の聴取の状況としては法第三十五条第五項の不合理性をより強く否定する方向に働くと考えられる。
- (四) 従業者等からの内容が類似する複数の意見に対して、使用者等の考えをまとめて提示した場合であっても、個別の発明者に対して実質的に回答したものと評価できる場合があり得る。その場合は、意見の聴取の状況について法第三十五条第五項の不合理性を否定する方向に働くものと考えられる。
- (五) 従業者等から聴取した意見については、使用者等において誠実に検討し、必要に応じて再度相当の利益の内容を決定し直すことが望ましい。また、意見の聴取の方法の一環として、使用者等と従業者等との間で相当の利益の内容の決定について見解の相違が生じた場合に備えて、相当の利益の内容の決定について社内の異議申立制度を設けておくことは、意見の聴取の状況について法第三十五条第五項の不合理性をより強く否定する方向に働くものと考えられる。なお、相当の利益の付与に関する通知を従業者等に送付する際に異議申立窓口の連絡先もあわせて通知するなど、社内の異議申立制度を従業者等に周知することが望ましい。
- (六) 意見の聴取に当たって使用者等が従業者等に提示して説明する資料及び情報としては、職務発明に係る相当の利益の内容の決定の際に用いられる資料及び情報が考えられる。この資料及び情報の例としては、例えば、次に掲げるものが考えられる。
  - 例 1 相当の利益の内容を決定するための基準として、期待利益を採用する場合
    - イ 本件発明に係る製品の市場規模予測
    - ロ 本件発明に係る製品の利益率予測
    - ハ 利益に対する本件発明に係る特許権の寄与度予測
  - 例 2 相当の利益の内容を決定するための基準として、売上高等の実績に応じた方式を採用する場合

イ 本件発明に係る売上高に関する資料

ロ ライセンス契約の概要と使用者等が受けた実施料その他の利益の内容

ハ 利益に対する本件発明に係る特許権の寄与度及び寄与度の根拠

なお、こうした資料及び情報の中においては、従業者等が受けた経済上の利益に対して課せられる所得税の取扱いについても明確にすることが望ましい。

また、自社や他社の営業秘密など、開示することが問題と判断される場合、その情報を開示する必要はないと考える。

### 第三 その他

一 金銭以外の「相当の利益」を付与する場合の手續について

二 基準を改定する場合の手續について

三 新入社員等に対する手續について

四 退職者に対する手續について

五 中小企業等における手續について

六 大学における手續について

七 その他

### 第四 職務考案及び職務創作意匠における準用について

本指針は、職務考案（実用新案法第 11 条第 3 項）及び職務創作意匠（意匠法第 15 条第 3 項）に準用する。